

社会福祉法人西部福社会役員報酬・旅費規程

(目的)

第1条 本規定は定款第8条及び21条の規定に基づき役員(理事及び監事)及び評議員の報酬及び旅費を定めるものである。

(理事の報酬)

第2条 理事及び監事が理事会又は評議員会に出席した場合、各年度の総額が10万円を超えない範囲で理事及び監事に対し1回につき3,000円を報酬として支払うことができる。

2 監事の監査報告書作成に対し、報酬として5,000円を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席した場合、定款記載の総額を超えない範囲で1回につき3,000円を報酬として支払うことができる。

(旅費)

第4条 評議員会、理事会出席の役員等には旅費規程に従い実費交通費を別途支払う。

(適用除外)

第5条 職員として給与を受けている役員は、この規定を適用しない。

附 則

この規定は令和元年10月5日から施行する。